

令和7年度山ノ内町農作業標準労賃・機械作業料金表

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

	作業の種類	金額(円)	単 位	備 考
稲作	一般作業	998	時間当り	(注1)
野菜・果樹	剪定作業	1,810	〃	接木、間伐作業を含む機械、燃料は別途
	技術作業	1,810	〃	棚、ハウス
	一般作業	998	〃	(注1)
きのこ	一般作業	998	〃	(注1)
機 械 作 業	耕起作業	7,180	10アール当り	ロータリー15cm耕起(注2) 畑耕起も同額
	荒代作業	8,520	〃	(注2)
	植代作業	9,680	〃	(注2)
	田植機作業	10,000	〃	運転手・燃料付、苗運搬は別(注2)
	刈取作業 (バインダー)	12,850	〃	運転手・燃料・結束ひも付(注2)
	脱穀作業 (ハーベスター)	12,850	〃	運転手・燃料付(注2)
	収穫作業 (コンバイン)	25,020	〃	自脱式コンバイン 運転手・燃料付 運搬料は別途(注2)
	もみ乾燥	1,350	1俵当り	水分15%の場合
	もみ摺り作業	998	1俵当り	調整包装の場合20%増
	バックホー運転作業	1,810	時間当り	オペレーター代
	SS運転作業	1,810	〃	オペレーター代
	SS防除作業	4,730	成木10アール当り1回	運転手・燃料付、薬剤・補助者別途
	草刈り作業(ピーパー)	1,690	時間当り	草刈機使用、燃料代込み。 ただし、地形を考慮し増減することが出来る。
草刈り作業(乗用)	4,440	時間当り	草刈機使用、燃料代及び運搬費込み。 ただし、地形を考慮し増減することが出来る。	

※上記労賃・料金はあくまでも基準(目安)であり、作業条件など実情を考慮して当事者間により決定することができます。

※(注1)
長野労働局の定めにより、令和6年10月1日付長野県の最低賃金は998円/時間です。
なお、最低賃金の見直しが行われた場合は、改定後の金額に合わせて再度公表する予定です。

※(注2)
ほ場により、20%以内で増減することができます。